

島根県報

第一、四八〇号
平成十五年六月二十日
(金曜日)

告 示

目 次

- 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (農業経営課) 一
- 土地改良法の規定に基づく工事完了の届出 (農村整備課) 一
- 県営土地改良事業の工事の完了 (四件) () 一
- 漁業災害補償法の規定する加入区の設定の一部改正 (水産課) 二
- 漁業災害補償法の規定に基づく同意 () 三
- 国土調査の指定 (用地対策課) 三
- 島根県統合型GIS詳細設計及び構築業務を行う事業 (土地資源対策課) 四
- 予定者の決定のための企画提案競技の実施 (森林整備課) 五
- 鳥獣保護区の保護に関する指針の案の縦覧 (用地対策課) 六
- 公共測量の実施 () 六

告 示

島根県告示第五百四十七号

農業近代化資金の利子補給率(平成十一年島根県告示第九百十三号)の一部を次のように改正し、平成十五年五月二十三日から適用する。

平成十五年五月二十三日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則(昭和三十七年島根県規則第一号)第四条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十五年六月二十日

島根県知事 澄田信義

表中「年〇・五パーセント」を「年〇・六五パーセント」に改める。

島根県告示第五百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年六月二十日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
八束郡鹿島町土地改良区	七田地区区画整理事業(非補助土地改良事業)	平成十五年四月二十一日
	佐太講武地区農道事業(非補助土地改良事業)	平成十五年三月二十一日
	山垣地区用排水施設事業(非補助土地改良事業)	平成十五年三月二十一日

島根県告示第五百四十九号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年六月二十日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
淀原地区用排水施設事業(県営ため池等整備事業)	平成十四年四月十八日

島根県告示第五百五十号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年六月二十日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
亀谷地区農道事業（県営一般農道整備事業）	平成十四年四月十八日

島根県告示第五百五十一号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年六月二十日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
悠YOUおおち南（瑞穂）地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十四年五月二日

島根県告示第五百五十二号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年六月二十日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名

完了年月日

悠YOUおおち南（瑞穂）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）

平成十四年五月二日

島根県告示第五百五十三号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成十四年島根県告示第九十一号）の一部を次のように改正し、平成十五年六月二十日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成十五年六月二日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成十五年六月一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成十五年六月二十日

島根県知事 澄 田 信 義

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業の表十六の項加入区の区域の欄を次のように改める。

おき西郷漁業協同組合の地区のうち旧中村漁業協同組合の地区の区域

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業の表十七の項加入区の区域の欄を次のように改める。

おき西郷漁業協同組合の地区のうち旧五箇村漁業協同組合及び旧都万村漁業協同組合の地区の区域

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業の表十七の項漁業の区分の欄の3中「五箇村漁業協同組合」を「旧五箇村漁業協同組合」に改める。

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業の表十八の項加入区の区域の欄を次のように改める。

おき西郷漁業協同組合の地区のうち旧布施村漁業協同組合の地区の区域
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業の表十九の項加入区の区域の欄を次のように改める。

おき西郷漁業協同組合の地区のうち旧西郷漁業協同組合の地区の区域

島根県告示第五百五十四号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定による同意があったと認めため、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十五年六月二十日

島根県知事 澄 田 信 義

一(一) 加入区の名称

美保関町加入区

(二) 加入区の区域

美保関町漁業協同組合の地区の区域

(三) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成十四年島根県告示第千九十一号。以下「加入区設定告示」という。）の一の項漁業の区分欄八に掲げる漁業の区分

二(一) 加入区の名称

島根町加入区

(二) 加入区の区域

島根町漁業協同組合の地区の区域

(三) 漁業の区分

加入区設定告示の二の項漁業の区分欄六に掲げる漁業の区分

三(一) 加入区の名称

恵曇・御津加入区

(二) 加入区の区域

恵曇漁業協同組合及び御津漁業協同組合の地区の区域

(三) 漁業の区分

加入区設定告示の三の項漁業の区分欄三に掲げる漁業の区分

四(一) 加入区の名称

海士町加入区

(一) 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

(二) 漁業の区分

加入区設定告示の二十一の項漁業の区分欄七に掲げる漁業の区分

島根県告示第五百五十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十五年六月二十日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成十五年六月十日	佐田町	下佐津目地区	告示の日から平成十六年三月三十一日まで
平成十五年六月十日	佐田町	下橋波・左岸地区 大呂川上地区	告示の日から平成十七年三月三十一日まで

公 告

島根県統合型GIS詳細設計及び構築業務を行う事業予定者を決定するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

平成十五年六月二十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 業務概要

(1) 名称 島根県統合型GIS詳細設計及び構築業務

(2) 仕様 「島根県統合型GIS詳細設計及び構築業務仕様書」による

(3) 期間 契約締結日から平成十六年三月二十六日まで

二 参加資格

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるアからオまでのすべてに該当すること。また、カとキについてはいずれかに該当すること。なお、共同企業体で参加する場合は、それを構成するすべての企業が次のアからエまでのすべてに該当し、一社以上がアからオまでのすべてに該当し、かつカとキについていずれかに該当していなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県税を滞納していない者であること。

ウ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

エ 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者でないこと。

オ ISO9001に準拠した品質管理を行うことができる者であること。

カ 平成十二年四月以降に都道府県における統合型GISの調査、設計、構築（機器整備とデータ整備を除く。）のいずれかを受託した実績を有する者であること。

キ 平成十二年四月以降に国又は地方公共団体におけるGISの設計、構築を受託した実績を三件以上有する者であること。（既製品の購入費用とデータ整備費用を除いた受注額が五百万円以上のものに限る。）

三 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間 平成十五年六月二十日（金）から平成十五年六月三十日（月）までの午前九時から午後五時まで（土曜日、日曜日を除く。）

イ 配布場所 島根県地域振興部土地資源対策課 土地計画係

(2) 提案競技説明会

ア 日時 平成十五年六月三十日（月）午前十時から

イ 場所 島根県庁会議棟 第五会議室

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法 郵送又は持参による。

イ 提出期限 平成十五年七月三十一日（木）午後一時まで

（郵送の場合は書留とし、平成十五年七月三十一日（木）午後一時までに必着のこと）

ウ 提出先 前記三(1)イに同じ

四 提出書類

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるアからコの手書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加申込書 一部

イ 会社概要書又は経歴書 一部

ウ 法人登記簿謄本又は身分証明書 一部

エ 県税に係る納税証明書 一部

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 一部

カ 前記二 参加資格のカ又はキの受託実績が確認できる書類 一部

キ カ以外のGISに関する業務実績を記載した書類 一部

ク 提案書 十部

ケ 提案書要約版 十八部

コ 見積書 一部

(2) 提出書類の形式及び内容

提案協議実施要領による

(3) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

イ 提出書類は他の提案者に対し非公開とする。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

五 選定方法

(1) 提出書類により、参加資格及び提案内容を書類審査の上、島根県統合型GIS詳細設計及び構築業務に係る提案競技審査委員会にて審査を行い、最も優秀な企画提案を行った者を事業予定者とする。

六 契約

- (2) 選定結果については、全提案者に対し郵送にて通知する。
- (1) 契約相手方 事業予定者と島根県統合型GIS詳細設計及び構築業務契約締結について交渉の上、随意契約を行うものとする。
- (2) 契約金額 事業予定者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。
- (3) 契約条項 契約書及び仕様書による。
- (4) 前金払 前金払いは行わない。
- (5) 契約保証金 島根県会計規則第六十九条第一項の規定により契約金額の百分の十以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

七 提案の無効に関する事項

- 次のいずれに該当するときは、その者の提案は無効とする。
- (1) 参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
- (3) 提案に関して連合等の不正行為、参加に際して事実を反する申込みや提案などの不正行為があったとき
- (4) 提案者が当該提案競技に対して二以上の提案をしたとき
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

八 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (3) その他詳細は、提案競技実施要領による。

九 問い合わせ先

〒六九〇―八五〇一 松江市殿町一番地
 島根県地域振興部土地資源対策課 土地計画係
 担当：林原、須川

十 Summary

電話 〇八五二―二二―五八九六
 FAX番号 〇八五二―三三―七四七九
 電子メールアドレス tochishigen@pref.shimane.jp

- (1) Nature and the quantity of the service(s) required:
- (2) Design and construction for integrated type Geographic Information System
- (2) Deadline for submission of proposals: 1:00pm Thursday 31th July, 2003
- (3) Delivery Deadline: Friday 26th March, 2004
- (4) Contact people for further details: Mr.Hayashibara, Mr.Sugawa, Land Use and Energy Policy Division Shimane Prefectural Government 1 Tonomachi Matsue City Shimane Prefecture 690-8501 JAPAN Ph: 0852-22-5896

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区の指定をしようとするので、同条第四項の規定により公告し、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指針の案については、縦覧の期間が経過する日までの間に、意見書を提出することができる。

平成十五年六月二十日

島根県知事 澄 田 信義

一 指定をしようとする鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び指針の案

毎週火・金曜日発行

鳥獣保護区の名称	区 域	存続期間	指針の案
古江鳥獣保護区	松江市の一部	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、松江農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

二 縦覧の期間

平成十五年六月二十日から平成十五年七月三日まで

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について出雲市神原土地区画整理組合理事長から次のとおり通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十五年六月二十日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類

公共測量(土地区画整理事業に伴う基準点測量・出来形確認測量)

二 作業期間

平成十五年八月一日から平成十五年九月三十日まで

三 作業地域

出雲市塩冶町地内

平成十五年六月二十日印刷
平成十五年六月二十日発行

発行者 島根県

発行所 松江市殿町南松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)